

ミアヘルサ保育園ひびき中板橋園規程

（事業所の名称等）

第1条 ミアヘルサ株式会社が設置するこの保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ミアヘルサ保育園ひびき中板橋
- (2) 所在地 東京都板橋区弥生町 21-8

（施設の目的及び運営方針）

第2条 ミアヘルサ保育園ひびき中板橋（以下「当園」という。）は、児童福祉法（以下「児福法」という。）第39条の規定に基づき、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当園は、保育の提供に当たって、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に園児の状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通し、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 「当園」は、「東京児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号）」及びその他関係法令等を遵守するものとする。

（利用定員）

第3条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定子ども」という。） 48人
- (2) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 26人
- (3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 6人

(提供する保育等の内容)

第4条 当園は、保育所保育指針に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

(1) 特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）

支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

(2) 時間外保育

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、第7条に規定する時間の範囲内において、法第59条第1号に規定する時間外保育を提供する。

(3) 食事の提供

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 保育の提供に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 園長 1名

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 主任保育士 1名

園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括するとともに、保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動、地域住民等の子どもの療育支援を行う。

(3) 保育士 12名

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(4) 栄養士 4名（常勤専従）

園児の発達段階に応じ、必要な栄養量を計算し、離乳食及び幼児食に係る献立を作成するとともに、給食調理を行う。

(5) 看護師 1名

園児の保健衛生に関する計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行うと共に、園児及び職員の健康管理を行う。

(6) 嘱託医 1名 嘱託歯科医 1名

園児の健康診断及び健康管理を行う。

(保育の提供を行う日)

第6条 当園が保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く。

(保育の提供を行う時間)

第7条 当園が保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時15分から18時15分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。
なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時16分から20時15分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

9時00分から17時00分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。
なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時15分から20時15分までの範囲内で時間外保育を提供する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第8条 当園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担額（保育料）を支払うものとする。

- 1 当園は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額（子ども・子育て支援法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 当園は、前項に掲げる利用者負担額ほか、特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払を受けるものとする。

(利用の開始に関する事項)

第9条 当園は、板橋区から特定教育・保育の実施について委託を受けたときは、これに依るものとする。

(利用の終了に関する事項)

第10条 当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 2号認定こどもの支給認定保護者が、法に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき。
- (3) 3号認定こどもの支給認定保護者が、法に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき。
- (4) 保護者から退園の申し出があったとき。
- (5) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第11条 当園の職員は、特定教育・保育の提供を行っているときに、園児に体調に急変が生じた場合や、その他事故・緊急事態が生じた場合は、速やかに当該園児の保護者、及び板橋区へ連絡するとともに、当該園児のかかりつけ医療機関に受診させる等、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、板橋区及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 当園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その分析を行い、再発防止のための対策を講ずるものとする。
- 4 園児に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 当園は、日頃から非常災害に備え消防計画や緊急時対応マニュアル等を作成し、防火管理者及び火元責任者を定め、毎月1回以上避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置や体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

（苦情相談窓口）

- 第14条 当園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対し公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。
- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
- 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

（記録の整備）

- 第15条 当園は、特定教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- （1） 日々の特定教育・保育の提供の記録
 - （2） 特定教育・保育に係る提供計画
 - （3） 特定教育・保育の受給に係る保護者の偽りその他不正な行為の市町村への通知に係る記録
 - （4） 利用する保護者等からの苦情の内容等の記録
 - （5） 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（その他利用にあたっての留意事項）

- 第16条 当園では、原則自動車での送迎は行えないものとする。
- 2 当園では、他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動は行えないものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表

受領費用の内容	支払いを求める利用及び目的	金額
月極延長保育料	延長保育に要する費用（補食代を含む）	30 分毎 1000 円
スポット延長保育料	突発的な延長保育に要する費用（補食代を含む）	30 分毎 300 円
夕食代	19 時 16 分以降の延長保育を利用する場合の希望者	300 円
IC カード発行手数料	入園時に 2 枚貸与。3 枚目以降を希望、もしくは破損・紛失した場合	1 枚 1000 円
遠足費	交通費・入場料	実費
カラー帽子	1 歳児クラスの際に購入	1000 円
鍵盤ハーモニカ専用唄口（5 歳児）	5 歳児	500 円前後
板橋こどもシアター（5 歳児）	参加費	1500 円
おわかれ遠足（5 歳児）	入場料	実費

*実費徴収の際は、あらかじめ使途や負担額、徴収理由などを明示いたします。

*支払方法

- ・毎月、10 日までに請求書をコドモンから配信されます。
- ・毎月末日締め、翌月 20 日前後（但し、銀行が休業日の場合は翌営業日）銀行引落となります。残高にご注意ください。